利償還金

α　符号Bの額を第17条第3項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に10,000を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第3の11(1)のAに定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該財政力係数が100以下のときは1.000とする。）

算式Ⅶ

$$\frac{B \times 0.6}{535\text{円} \times A}$$

算式Ⅶの符号

A　測定単位の数値

B　産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和61年度までの各年度及び平成3年度から平成16年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度及び昭和59年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債並びに当該年度の6月1日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

算式Ⅷ

$$\frac{\sum_{n=12}^{13}(B_n \times C_n)}{535\text{円} \times A}$$

算式Ⅷの符号

A　測定単位の数値

を除く。）の当該年度における元利償還金

α　算式Ⅵの符号中Bの額を第17条第3項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に10,000を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第三の十一(1)のAに定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該財政力係数が100以下のときは1.000とする。）

算式Ⅶ

$$\frac{B \times 0.6}{533\text{円} \times A}$$

算式Ⅶの符号

A　測定単位の数値

B　産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和61年度までの各年度及び平成3年度から平成16年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度及び昭和59年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債並びに当該年度の6月1日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

算式Ⅷ

$$\frac{\sum_{n=11}^{13}(B_n \times C_n)}{533\text{円} \times A}$$

算式Ⅷの符号

A　測定単位の数値